

重要事項説明書

(医療保険)

社会福祉法人恩賜財団済生会

済生会松山訪問看護ステーション

重要事項説明書(医療保険)

あなたに対する訪問看護のサービス提供開始にあたり、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業所概要

名 称	社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会松山訪問看護ステーション
所 在 地	愛媛県松山市山西町846-1
電話番号	(089) 951-1335
管 理 者	田村 美樹枝

2. 事業の運営方針と目的

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め、総合的な支援を心掛けます。

3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 常勤1名・・・管理業務・訪問看護をおこなう
- (2) 看護職員 常勤看護師7名以上・・・医師の指示書に基づき、サービスの提供を行い、訪問看護計画書・報告書を作成する
- (3) リハビリ職員 (作業療法士・言語聴覚士・理学療法士) 合計常勤3名以上
・・・身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する
- (4) 事務職員 常勤1名以上・・・必要な事務を行う

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日及び営業時間は 月曜日から金曜日は8時30分～17時00分
土曜日は8時30分～12時30分とする。
- (2) 祝日・国民の休日・盆休8月15日16日・年末年始(12月30日から1月3日)は終日休業とする。

※24時間対応体制加算

上記加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします
(料金については、別ページに記載)

24時間対応体制加算を

利用する ・ 利用しない (いずれかに○をつけてください)

5. サービスの提供地域

松山市（高浜中学校区、三津浜中学校区、内宮中学校区、北中学校区、鴨川中学校区、勝山中学校区、城西中学校区、津田中学校区、垣生中学校区、西中学校区、余土中学校区、北条北中学校区、北条南中学校区）で車両にて概ね30分以内で移動可能な地域とします。

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

6. サービスの概要

- (1) 症状の観察・・・・・・血圧・体温・脈拍等を測定し症状の観察を行い、異常の早期発見に努めます。また必要時には主治医と連携をとります。
- (2) 保清の援助・・・・・・清拭・洗髪・入浴・部分浴等状態に応じた援助をします。
- (3) 移動の介助・・・・・・体位変換や離床の介助・誘導を行います。
- (4) 食事の介助・・・・・・食事の介助または食品の調理方法や摂取方法の指導を行います。
- (5) 排泄の介助・・・・・・排泄や排尿の管理やオムツ交換を行います。
- (6) 創傷の処置・・・・・・主治医の指示に沿って床ずれや創の処置を行います。
- (7) カテーテル等の管理・・・主治医の指示に沿ってカテーテル等の管理をします。
- (8) リハビリテーション・・・主治医の指示に沿って身体のリハビリテーションを行います。
- (9) 家族への介護指導・・・介護方法や介護用品の紹介をします。
- (10) 終末期の看護・・・・・・主治医と連携しながら終末期の看護を行います。
- (11) その他医師の指示による医療的処置や指導

訪問看護の提供は受け持ち看護師を中心に複数の看護師がチームで行います。変更が生じた場合には、連絡をさせていただきます。

7. 訪問看護の記録

- (1) 事業所は、訪問看護提供に関する記録を作成し、その記録について、完結の日から5年間適正に保管します。
- (2) 利用者・家族より申し出があった場合、所定の申し込みによる申請後、原則として記録簿の開示に対応します。

8. 利用者負担金

1. 訪問看護基本医療費

項目	内容		基本料金
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	看護師	5,550円
	週4日目以降	看護師	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日3人以上の訪問)	週3日まで	看護師	2,780円
	週4日目以降	看護師	3,280円
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ	月の初日		10,030円
	2日目以降		3,000円

※保険証・限度額認定証等に記載された負担割合が月利用金額の実費負担になります。

※身体障害者医療受給者・特定疾患受給者など公費対象の方の訪問看護は、自己負担利用金額が免除若しくは軽減されます。

◎医療保険の場合による加算料金について

項目	内容	基本料金	
緊急訪問看護加算	診療所又は在宅療養支援病院の指示に基づき緊急訪問看護を行う	2,650 円	
難病等複数回訪問加算	2 回/日	4,500 円	
	3 回以上/日	8,000 円	
長時間訪問看護加算	1 回の訪問が 90 分を超えた場合 ・ 15 歳未満の超重症児又は準超重症児への長期間訪問/週 3 回 ・ 特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者/週 1 日	5,200 円	
複数名訪問看護加算	1 週間に 1 回、1 人以上の看護職員が同行	看護師等	4,500 円
		准看護師	3,800 円
複数名訪問看護加算	1 週間に 3 回、看護補助者が同行	3,000 円	
複数名訪問看護加算	1 日に複数回、他の看護師等又は看護補助者が同行	1 日 1 回	3,000 円
		1 日 2 回	6,000 円
		1 日 3 回以上	10,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間：午後 6 時～10 時 早朝：午前 6 時～8 時	2,100 円	
深夜訪問看護加算	深夜：午後 10 時～翌朝 午前 6 時	4,200 円	
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理（月 1 回以上）を行った場合	2,500 円/月 1 回	
乳幼児/幼児加算	乳幼児（6 歳未満）に対して訪問看護を行った場合、1 日につき 1 回加算する。	1,300 円	
	上記の場合で、厚生労働大臣が定める者（超重症児又は準超重症児、別表第 7、別表第 8）	1,800 円	
24 時間対応体制加算 （1 月につき）	利用者の同意を得て、電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 ・ 夜間対応に係る勤務の連続回数が 2 連続（2 回）まで ・ ICT、AI、IoT 等の活用による業務負担軽減 ・ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	6,800 円/月	
特別管理加算 （1 月につき）	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態	5,000 円/月	
特別管理加算 （1 月につき）	上記以外のその他該当者	2,500 円/月	
退院時共同指導加算 退院時共同指導加算	主治医の属する医療機関又は老健に入院・入所中の利用者又は家族に対して主治医又は施設職員とともに、看護師等（准看護師は除く）が療養上の指導を行った場合	8,000 円	

	(ガン末期等は2回)	
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に対してさらに加算	2,000円
退院支援指導加算 (退院日)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、退院日の訪問看護が必要であると認められた者が退院する日に、看護師等(准看護師は除く)が在宅での療養上の指導を行った場合	6,000円
長時間退院支援指導加算	上記訪問が90分を超えた場合に算定	8,400円
在宅患者連携指導加算 (月1回)	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書により情報共有を行い、看護師等(准看護師は除く)がそれぞれを踏まえた療養上の指導を行った場合	3,000円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月2回)	在宅療養を行っている利用者の状態の急変に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医師等と訪問看護師等(准看護師は除く)とで共同で患家を訪問し、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合	2,000円
訪問看護情報提供療養費1 (月1回)	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供	1,500円
訪問看護情報提供療養費2 (月1回)	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供	1,500円
訪問看護情報提供療養費3 (月1回)	保健医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供	1,500円
訪問看護 ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護(退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む)を実施	25,000円
訪問看護医療DX情報活用 加算	地方厚生支局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り、50円を所定額に加算する。	50円
訪問看護 ベースアップ評価料	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には利用者1人につき、月1回を限度として算定する。	780円

その他の費用

- ・交通費：往復15キロを超えた場合訪問1回につき550円(税込)
- ・駐車場代金：訪問車の駐車場の確保が困難な場合は、周辺の有料駐車場等を利用し、その実費代金を頂きます。
※本来介護保険対象の方で、特別訪問看護指示書による一時的な医療保険での訪問である場合は対象外です。
- ・エンゼルケア：エンゼルケアサービスを行った場合5,500円(税込)
 - (1) 利用者負担金は月末締め、翌月15日頃に請求書を発送します。
 - (2) 支払いは、原則、銀行振替でお願いします。利用料の引き落としは翌月26日になります。(26日が休日の場合は翌日になります)ただし、やむをえず、現金支払いを希望される場合は相談に応じます。

- (3) なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた20日以内に差し上げます。

自費の訪問看護

医療保険・介護保険の制度対象外の自費の訪問看護（冠婚葬祭の付き添い、旅行の同行、移送の付き添い、通院時の見守りなど）をご希望の方は、別途契約が必要となります。

9. キャンセルの連絡・キャンセル料

訪問看護の利用をお休みするときには、当日の午前8時30分までに下記に連絡をしてください。

連絡先 089-951-1335

当日の午前8時30分までにご連絡がない場合は、1提供あたりの料金の10%をキャンセル料として請求いたします。

ただし、利用者の病状の急変や、急な入院等やむを得ない事情がある場合は不要です。

10. その他

サービス提供の際のトラブルを避ける為に、次の事柄にご留意下さい。

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借、病院の支払いなど金銭の取り扱いは致しません。
- (2) 看護師等は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助業務を行うこととされています。それ以外の業務を行うことはできませんので、ご了承ください。
(調理・買い物・洗濯など)
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 看護師等は、利用者以外の同居の家族の方に対する訪問看護サービスは行えませんので、ご了承ください。

11. 緊急時・事故発生時の対応

事業所の従業者は、サービス提供中に事故、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者への家族や緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて主治医又は協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

12. 苦情、相談等

サービスについてご相談やご不満がある場合は、下記にお電話ください。

(事業所窓口) 済生会松山訪問看護ステーション

管理者 田村 美樹枝 電話 089-951-1335

(公的団体の窓口) 愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地 松山市高岡町101番地1

電話 089-968-8700 (平日 8:30~17:15)

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者 管理者 田村 美樹枝
(虐待の防止のための措置)

- (1) 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。
 1. 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 2. 虐待の防止のための指針を整備します。
 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおきます。
- (2) 事業所はサービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

14. 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外については利用者又はその代理人の了解を得るものとしたします。

16. 実習生について

看護学生等の実習をお願いすることがあります。事前に、看護師より連絡をして、同意のうえで同伴させていただきます。